

一括貸出協力図書 の 利用案内



一括貸出協力図書とは…

30冊の本をテーマごとにセットにしたもので、希望団体へ長期間、一括で貸出をしています。図書館、公民館、学校、待合室等、様々な場面でご利用いただけます。

貸出の 対象団体

公共図書館、学校、幼稚園・保育園、公民館、福祉施設(児童館・介護施設等)、医療施設、矯正施設(刑務所・少年院等)、法人・企業 等

※愛媛県内で運営・活動している団体に限ります。

※お近くの図書館を通じて貸出できる場合があります。詳しくは、県立図書館までご相談ください。

貸出冊数

1団体あたり900冊(30箱)以内

期間

3か月以上1年以内

送料

貸出:県立図書館負担
返却:借受団体様負担

はじめて利用するとき

団体の登録が必要です。「一括貸出協力図書登録申込書」(様式第6号)を提出してください。提出は、メール・FAX・郵送・来館のいずれかで受け付けます。

申込

- (1)別紙「一括貸出協力図書の種類」または県立図書館ホームページから借りたいセットを選んでください。
- (2)「一括貸出協力図書借出願」(様式第8号)に必要事項を記入し、提出してください。貸出のお申込みは、本をご利用になる日から起算して1か月前から1週間前までに行ってください。

貸出

県立図書館から配送します。

※県立図書館へ来館し、直接の受取を希望される場合は、申込時にご一報ください。

ただし、この場合も、返送にかかる送料等は借受団体様のご負担となります。

返却

借受団体様で、配送または来館で行ってください。

延長

1回限り、初回申込時の貸出期間を含め1年を越えない範囲で可能です。お電話・メール等でご相談ください。

その他

・図書の紛失・損傷があった場合はご連絡をお願いします。過去の紛失状況、図書の損傷状態等を勘案し、弁償していただく場合があります。

・館長が必要と認めた場合、貸出期間内であっても図書の返却を求めることがあります。このときは、指示に従ってください。

ご不明な点は、お気軽にお問合わせください。

【問合せ先】愛媛県立図書館 読書振興グループ
〒790-0007 松山市堀之内
TEL:089-941-1441 FAX:089-941-1454
メール:kodomo@libnet.ehimetosyokan.jp

「登録申込書」「借出願」のダウンロード
「協力図書の種類」の確認はこちらから▶

